

「グループホームかねぐすく」重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第4791000021号)

当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要及び提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。

令和6年8月1日改定

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1～2
3. 居室等の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～6
6. サービスの利用に関する留意事項・残置物引取り	6～7
7. 非常災害対策・緊急時の対応・事故発生時の対応	7～8
10. 守秘義務・利用者の尊厳・身体拘束の禁止	8
13. 苦情の受付	8
14. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実地状況等	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 憲寿会
- (2) 法人所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1
- (3) 電話番号 098-998-8899
- (4) 代表者氏名 理事長 金城 憲保
- (5) 設立年月 平成5年8月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所・平成23年5月1日指定
糸満市指令介第1号
- (2) 事業の目的 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 グループホームかねぐすく
- (4) 事業所の所在地 沖縄県糸満市字兼城871番地1
- (5) 電話番号 (098) 994-5377 FAX (098) 994-5366
- (6) 管理者 金城 学

- (7) 当施設の運営方針 利用者の認知症の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、趣味、又は嗜好に応じた活動を支援し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、安心して日常生活が送れるよう援助します。
- (8) 開設年月 平成23年5月1日
- (9) 利用定員 9人
- (10) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- [居宅介護支援事業] 平成12年1月27日 沖縄県指令福第106号
- [短期入所生活介護] 平成12年3月 3日 沖縄県指令福第742号 定員8名
- [訪問介護] 平成12年4月19日 沖縄県指令福887-1号
- [通所介護] 平成12年3月23日 沖縄県指令福第1563号 定員40名
- [介護老人福祉施設] 平成12年3月22日 沖縄県福長第2266号 定員70名

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は、原則個室（定員1名）です。（但し、ご利用者の処遇上必要と認められる場合はこの限りではありません。）

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	9室	洋室（ベッド）
計	9室	
居 間・食 堂	1室	
和 室	1室	
浴 室	1室	
台 所	1室	
トイレ	2室	

☆ 居室の変更：ご利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 務 内 容	人 員 数
1. 管理者	1. 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令等において規定されている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名 計画作成担当者 と兼務
2・計画作成担当者 (介護支援専門員)	1. 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2. 介護老人福祉施設、居宅介護支援、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤1名 管理者と兼務
3. 看護師	1. 定期的な健康管理、急変時対応などの連携を図ります。	常勤1名 かねぐすくデイ サービスと兼務
4・介護職員	1. 利用者に対して必要な介護及び世話、支援を行います。	常勤6名 非常勤1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合。

があります。

＜サービスの内容＞

- ① 計画作成担当者（介護支援専門員）による（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の立案。
- ② 食事
 - ・当事業所では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。又、介助を必要とする利用者様には食事介助支援を行います。
- ③ 入浴
 - ・定期的な入浴の実施により身体清潔面が保てるように援助を行ないます。
- ④ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 介護
 - ・トイレ・居室への誘導、散歩等の介助を行います。
- ⑥ サービス提供体制強化支援サービス
 - ・ご契約者に対する質の高いサービスを提供する事を目的に、介護福祉士等の有資格者、経験年数等を考慮した、専門的技能を有する介護職員を配置して継続的な介護支援を提供する。
- ⑦ 機能訓練
 - ・ご利用者が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供します。
- ⑧ 相談援助サービス
 - ・健康増進のための相談・助言等を行います。
- ⑨ 行政手続代行
 - ・郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等の代行を行います。
- ⑩ その他自立への支援
 - ・ご利用者の趣味又は嗜好に応じた余暇活動・レクリエーションを実施します。
 - ・生活のリズムを考え、食事や洗濯、買物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。
- ⑪ ・看護師の配置により、随時、入居者の健康管理を行います。

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に料金を負担いただく場合がありますので、ご相談下さい。

＜サービス利用料金＞介護保険自己負担額（要介護度別）（基本月額利用料）１ヶ月３０日計算（下段１日当たり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じた基本料金及び加算料金から介護保険給付額を除いた金額、保険一部負担額と日常生活費の合計金額をお支払い下さい。

利用者負担額（月額３０日）

介護度	日常生活費	保険一部負担額		合計
		基本報酬	医療連携加算（Ⅰ）ハ + サービス提供強化加算Ⅲ + 介護職員等処遇改善加算	
要支援２	８１，０００円	１割	２８，４１３円	１０９，４１３円
		２割	５６，８２６円	１３７，８２６円
		３割	８５，２３９円	１６６，２３９円
要介護１	８１，０００円	１割	２８，５５５円	１０９，５５５円
		２割	５７，１１０円	１３８，１１０円
		３割	８５，６６５円	１６６，６６５円
要介護２	８１，０００円	１割	２９，８２７円	１１０，８２７円
		２割	５９，６５４円	１４０，６５４円
		３割	８９，４８１円	１７０，４８１円
要介護３	８１，０００円	１割	３０，６４０円	１１１，６４０円
		２割	６１，２８０円	１４２，２８０円
		３割	９１，９２０円	１７２，９２０円
要介護４	８１，０００円	１割	３１，２４１円	１１２，２４１円
		２割	６２，４８２円	１４３，４８２円
		３割	９３，７２３円	１７４，７２３円
要介護５	８１，０００円	１割	３１，８７７円	１１２，８７７円
		２割	６３，７５４円	１４４，７５４円
		３割	９５，６３１円	１７６，６３１円

※オムツ利用する方は別途掛かります。

日常生活費 ８１，０００円	
内訳	
家賃	１，０００円×３０日＝３０，０００円
食材費	１，２００円×３０日＝３６，０００円
光熱水費	５００円×３０日＝１５，０００円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆初期加算３０単位／日入所した日から３０日間、又は、医療機関に１ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も初期加算として加算されます。

☆入院時費用 246 単位/日 入院後 3 か月以内に退院が見込まれる入居者について、1 月に 6 日を限度として
所定単位数に代えて加算されます。

☆ご利用者が入院又は外泊された場合、家賃に係る利用料金をいただきます。

☆サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位/日 ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以
上 30%以上のいずれかに該当した場合に加算されます。

☆医療連携体制加算（介護予防を除く）（Ⅰ） 37 単位/日 事業所の職員として看護師 1 名以上配置により加
算されます。定期的な健康管理が行われ、必要に応じて医療機関との調整や入院時の情報提供等連携を行いま
す。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅱ（17.8%）介護職員等の確保、処遇改善の為の措置として加算されます。

☆身体拘束廃止未実施減算 要介護 1～5 は、所定の単位×10%/日、要支援 2 は 75 単位
身体拘束等の適正化を図る為、運営基準に違反した場合に減算されます。

☆業務継続計画未実施加算 所定単位数の 3%を減算 業務継続計画書の策定、及び必要な措置を講じていない
場合に減算されます。

☆高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1%を減算 虐待防止のための指針の整備、対策委員会の定期
開催等の基準を違反した場合に減算されます。

☆認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位/日

認知症日常生活自立度Ⅲ以上が 1/2 以上である事と、認知症介護実践リーダー研修終了者 1 名以上配置して
いる事。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（お酒を含みます。）

② 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただく
ことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

◎ おやつ代

◎ 衣類代

◎ おむつ代

③ レクリエーション、余暇活動

ご利用者のご希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂く事があります。

◆主なレクリエーション行事予定

行 事			
1 月	正月 初詣 ムーチー作り	7 月	七夕
2 月	節分 桜見学	8 月	納涼祭り 旧盆
3 月	ひな祭り	9 月	敬老会 十五夜
4 月	浜下り（旧暦 3 月 3 日）	10 月	合同運動会
5 月	母の日 開所記念日	11 月	
6 月	父の日 ハーレー見学 慰霊の日	12 月	クリスマス&忘年会 大晦日

◆余暇活動 ・手工芸、書道、園芸、チギリ絵等

◆誕生会・おやつ会・ドライブ（随時） ◆避難訓練（年2回以上）

④ 貴重品の管理

金銭や通帳、証書、印鑑等の貴重品については基本的小ご家族様の管理となりますのでご理解下さい。

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合も無料で提供いたします。

⑥ 契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

下段は1ヶ月30日（1日当たりの利用金額） 平成27年4月改定

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	3,455円	3,459円	3,495円	3,518円	3,535円	3,552円

⑦ ご利用者が病院・医院を受診される場合の送迎は、原則としてご家族でお願いします。

（3）利用料金のお支払い方法

＊利用料は毎月、月締めの翌月10日過ぎに請求書を送付致します。月末までにお支払いをお願い致します。
尚、お支払いはグループホームかねぐすく事務室窓口及び口座振替にてお願いします。
（日曜・祝日問わず午前9時～午後5時まで）

＊途中入居、退居の際は日割り計算となります。

＊費用の改定に当たっては、施設が存在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人権費等を勘案し、
ご入居者、ご家族の意見を聞いた上で改定できるものとします。

＊入院期間中も居室確保のため、家賃が発生致します。

（4）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません）

協力医療機関	医療機関名	住 所	主な診療科目
	糸満協同診療所 南山病院	沖縄県糸満市字糸満1946番地 沖縄県糸満市字賀数406番地1	内 科 精 神 科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご利用者に退所していただく事になります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当事業所から介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご利用者からの退所申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の1ヶ月前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事業に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれを支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者が1ヶ月以上の入院治療を要するに至った場合。
- ⑤ ご利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所した場合。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行ないます。

- 適切な病院もしくは診療所の紹介。
- 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の紹介。
- 居宅支援事業所の紹介。
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

残置物引取人

契約終結にあたり、身元引受人をおねがいすることがあります。入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備え、家族（代理人・身元引受人）残置物引取人になって頂きます。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し防災計画に基づき年2回以上利用者および従事者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関へ連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従事者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従事者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びご家族へ十分な説明を行い、同意のもと実施します。その際、利用者様の状態の記録を行い、身体拘束の制限が一時的なものであること。更に身体拘束の適正化の為に指針を整備し、検討委員会を3月に1回以上開催、その結果を職員全員に対し周知する。又、身体拘束に関する研修を年2回以上実施します。

13. 虐待防止に向けての取り組み

高齢者虐待防止のための指針を整備し、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いて、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を年２回以上開催、高齢者虐待防止のための年２回以上の研修を実施します。

14. 業務継続に向けての取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。感染症や非常災害の両方の業務継続計画書を策定、

15. 苦情相談窓口 (契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で対応します。

○苦情受付窓口： 管理者 金城 学 [TEL: 098-994-5377]
[携帯: 080-3375-0540]

○受 付 時 間： 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
(但し、担当者不在や休日には、携帯電話にて対応可です。)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

糸満市役所 介護長寿課	所在地 電話番号 受付時間	糸満市潮崎1丁目1番地 098-840-8133 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	那覇市西3-14-18 098-860-9026 8:30~17:15
沖縄県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	那覇市首里石嶺町4-373-1 098-867-1441 9:00~17:00

14. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実地状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和5年9月29日
		評価機関名称	NPO 法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームかねぐすく

説明者職名

氏 名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日 ()

利用者住所

利用者氏名

印

身元引受人住所

身元引受人氏名

印

続 柄 ()